

令和  
6年度

岐阜市地球温暖化対策推進支援事業

## (A) 岐阜市家庭用太陽光発電設備等 普及促進補助金制度のご案内

### 申請の手引き

#### 太陽光発電設備

太陽光を利用し発電した電気をつかうことにより、家庭からのCO<sub>2</sub>排出量を削減！

#### 太陽光発電設備 + 蓄電池

太陽光発電による電気を貯蔵し、雨の日や夜間もCO<sub>2</sub>フリーの環境にやさしい電気を使用できます。

再エネ特措法に基づく、FIT 制度または FIP 制度（以下、「FIT 制度等」という）の認定を取得した場合は、補助対象外となります。

岐阜市では、家庭からの温室効果ガス排出削減を図るため、市内の住宅への再生可能エネルギーを活用する設備の導入に対し、費用の一部を補助しています。

岐阜市 環境部 脱炭素社会推進課

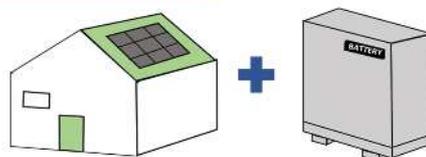


持続可能な脱炭素社会を  
岐阜市民のみなさまとともに

## 令和6年度 岐阜市地球温暖化対策推進支援事業の補助金制度について

令和6年度の補助金制度は、**(A)太陽光発電設備等補助**と**(B)蓄電池補助**の2種類の制度があり、それぞれに要綱や手引き等があります。

次の表を参考に該当する補助金制度をご確認ください。



**本手引きは、(A)補助の手引きです**

補助制度	(A)太陽光発電設備等補助		(B)蓄電池補助
補助対象設備	太陽光発電設備	太陽光発電設備 +蓄電池	蓄電池
補助金額 (上限)	最大35万円	最大60.8万円	最大5万円
FIT認定	不可		可
太陽光発電システムの設置	新設		新設・既設問わず
予定件数	81件		50件
申請書類の提出方法	窓口または郵送		窓口、郵送またはオンライン
参考手引き	手引きA		手引きB

(A)の補助が予算の上限に達している場合で、(B)の補助が予算の上限に達していない場合は、蓄電池については、(B)の補助（補助上限5万円）に申請することが可能です。  
申請の際には(B)補助の要綱・手引きをご確認ください。

# 1. おねがい

この冊子は、令和6年度 **(A) 岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金**の申請に関する手引書です。申請にあたっては、補助金交付要綱を必ずご確認ください。

また、各種手続について、窓口へ書類持参のほか、郵送申請も可能です。ご活用ください。

## ▶ 要綱、申請書等掲載ページ

<https://www.city.gifu.lg.jp/zero-carbon/support/1024914/1025364/1025361/1025437.html>

(右の読み取りコードから「岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金」ページへお進み頂けます。)

## ▶ 岐阜市役所ホームページのトップページにてページ番号検索もできます。

ページ番号「1025437」



**補助金の申請をされる方は、以下の注意事項を十分にご確認された上で、申請を行ってください。**

### 【主な注意事項】

- 令和6年度の補助事業について、申請受付開始日は令和6年6月3日(月曜日)となります。
- 太陽光発電設備について、FIT 制度等の認定を取得する方は補助対象となりません。
- 市の交付決定日以後に事業に着手（事業着手 = 契約）し、事業完了が同一年度内である事業について補助対象となります。
- 申請書類は返却しません。提出する書類は、必ず写しを取り、控えとして保管をお願いします。
- 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回が限度となります。
- 申請書類を記入するときは、鉛筆や文字を消すことができるペン（フリクションペンなど）は使用しないでください。

3 ページに続く⇒

## 【主な注意事項】の続き

- 以下の場合、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求める場合があります。
  - ①書類に虚偽があった場合
  - ②不正な手段による申請があった場合
  - ③補助金等交付規則及び補助金交付要綱に違反した場合

## 2. 補助金制度の概要

### (1) 補助対象設備・補助額・予定件数

補助対象設備	補助額(※3)	予定件数(※5)
①太陽光発電設備(※1)+蓄電池(※2) (蓄電池の補助は、太陽光発電設備と同時設置の場合に限る)	【太陽光発電設備】 1kWあたり7万円(上限5kW)※4 最大35万円 【蓄電池】 蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額(上限5kWh) 最大25.8万円	81件
②太陽光発電設備(※1)	1kWあたり7万円(上限5kW)※4	

※1 太陽光発電設備はFIT制度等の認定を受けないものに限り、ます。

発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。

各種法令やガイドライン等を遵守する必要があります。

※2 補助対象となる蓄電池は15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下のものに限り、ます。5kWh以上の設備を設置した場合の補助金は5kWhに相当する額までが対象です。

※3 千円未満は切り捨てとなります。

※4 太陽光モジュールとパワーコンディショナーの最大出力の低い方の数値(小数点以下は切捨て)で計算してください。

※5 「②太陽光発電設備」の件数のうちに「①太陽光発電設備+蓄電池」の太陽光発電設備分の件数を含まず、また、予定件数は、申請状況によって変動することがあります。

## ○太陽光発電設備の補助申請額の計算方法について○

※令和6年度より、算出方法が変更しましたのでご注意ください。

補助額は、最大出力値×7万円(上限5kW)です。

最大出力値は、太陽光モジュールとパワーコンディショナーの最大出力の低い方で、**小数点以下の数値は切捨て**となります。

①太陽光モジュール4.56kW、パワーコンディショナー5.5kWの太陽光発電システムの補助額の計算は・・・

○~~4.56~~KW×7万円=28万円

②太陽光モジュール6.5kW、パワーコンディショナー7.5kWの太陽光発電システムの補助額の計算は・・・

○5KW(上限)×7万円=35万円

ただし、補助対象経費が7万円/kW未満の場合、最大出力値×補助対象経費の1kWあたりの金額となります。

## ○蓄電池の補助申請額の計算方法について○

補助対象となる蓄電池は15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下のものに限ります。(蓄電容量について、小数点第2位以下切捨て【例】6.34kWh→6.3kWhとして算出)

まずは、購入予定の蓄電池の補助対象経費が、15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下になるかご確認ください。

① 価格(工事費込み・税抜き)が72.5万円(5kWh)の蓄電池の補助額の計算は・・・

○ 72.5万円×1/5kWh=14.5万円(補助対象)

↓

○ 72.5万円×1/3=24.16・・・⇒**24.1万円**が補助申請額となります。

② 価格が(工事費込み・税抜き)100万円(7kWh)の蓄電池の補助額の計算は・・・

○ 100万円×1/7kWh=14.28万円(補助対象)

↓

○ 100万円×1/3×5kWh/7kWh=23.80・・・⇒**23.8万円**が補助申請額となります。

※ 計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は下3桁を切捨て処理してください。

例) 238,530円 → 238,000円

下3桁切捨

③ 価格が(工事費込み・税抜き)100万円(6.3kWh)の蓄電池の補助額の計算は・・・

○ 100万円×1/6.3kWh=15.87万円(補助対象外)

## (2) 補助対象者

自ら居住する目的で、補助対象設備が付属した市内の住宅を新築もしくは購入する者または自ら居住する市内の住宅の敷地内において補助対象設備を設置する者で、以下のいずれにも該当する者。

- 実績報告時に、補助対象事業に係る住宅の場所に住所を有し、市の住民基本台帳法により記録されていること。
- 市税その他本市に対する諸納付金等を滞納していないこと。
- 補助対象設備について、国や公共団体からの別の補助金、交付金等を受けていないこと。
- 太陽光発電設備について、FIT 制度等の認定を取得しないこと。
- 「岐阜市暴力団排除条例」に規定する暴力団または暴力団員でないこと。

## (3) 補助対象設備の主な要件

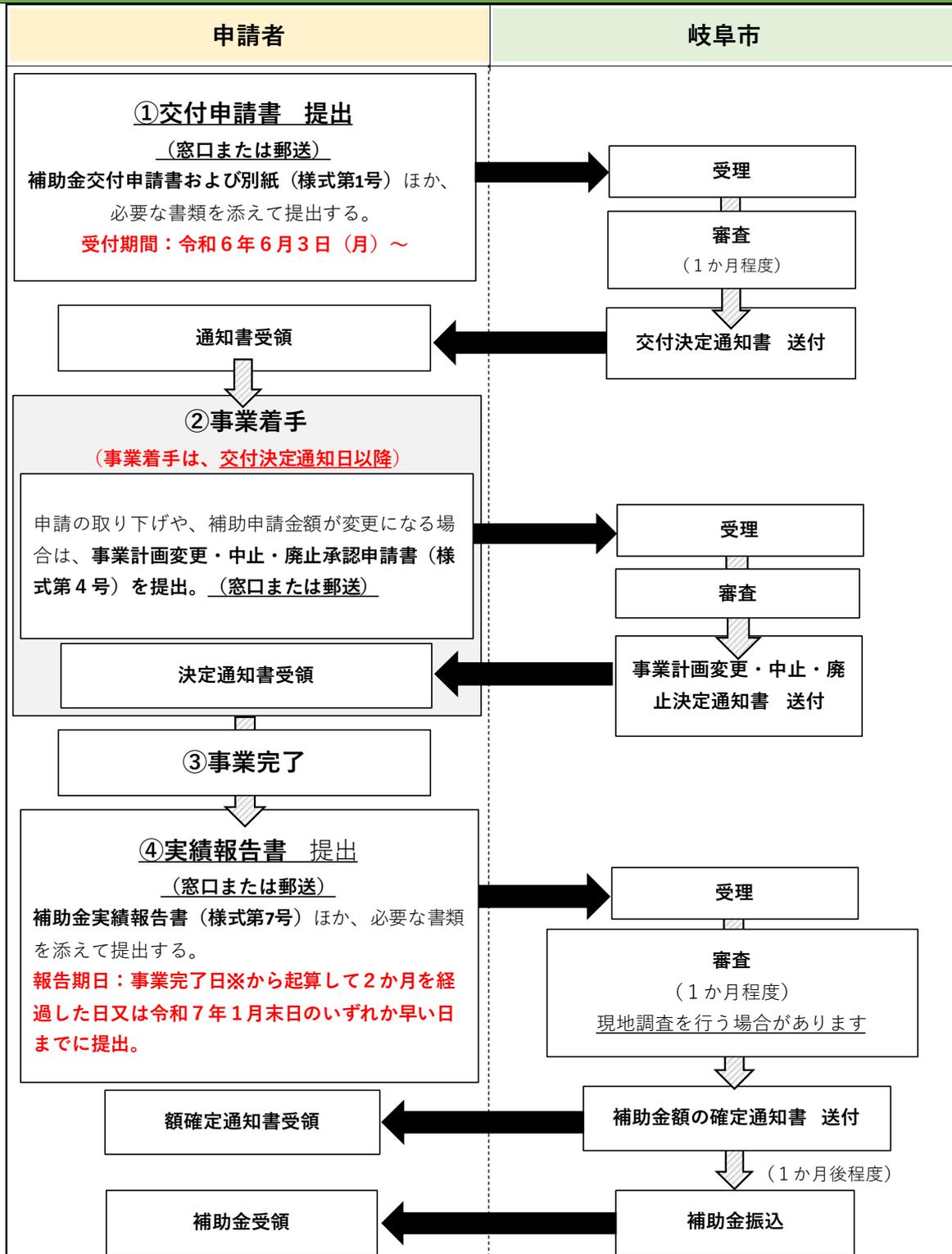
### 太陽光発電設備

- 商用化され導入実績があるものであること。
- 中古設備ではないこと。
- リース設備ではないこと。

### 蓄電池

- 商用化され導入実績があるものであること。
- 今回導入する太陽光発電設備の附帯設備であること。
- 中古設備ではないこと。
- リース設備ではないこと。
- 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 155,000円/kWh(工事費込み、税抜き)以下の蓄電池であること。
- 13ページに記載する「蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト」を満たすものであること。

### 3. 補助金申請から交付までの流れ



#### 注意事項

- ※1 事業着手とは、補助対象設備に係る工事請負契約や補助対象設備が設置された住宅の購入契約等を締結するもの。
- ※2 事業完了日とは、補助対象設備の支払完了日、保証が開始された日又は電力会社の電力系統に接続する日(以下、系統連系日)のいずれか遅い日。

## 4. 申請方法

### (1) 交付申請（申請者）

#### 提出する方法

申請期間内に補助金交付申請書（様式第1号）に、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱の別表第1に掲げる書類を添付して、岐阜市脱炭素社会推進課（市役所14階）の窓口へ持参または郵送にて提出してください。

要綱、申請書等は、岐阜市役所ホームページからダウンロード、または、脱炭素社会推進課の窓口までお問い合わせください。

<要綱、申請書等掲載ページURL>

<https://www.city.gifu.lg.jp/zero-carbon/support/1024914/1025364/1025361/1025437.html>



（右上の読み取りコードから「岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金」ページへお進み頂けます。）

#### 交付申請の受付期間

令和6年6月3日（月曜日）～

- 予算の範囲内で先着順です。
- 実績報告の期日（令和7年1月31日（金曜日））までに、各種手続きおよび工事を終え、報告書類がすべて提出できるように余裕をもって申請してください。

**申請時に提出する書類** ※12ページのチェックリストを併せてご確認ください。

⇒様式・記載例をホームページに掲載していますので、ご参照ください。

#### （太陽光発電設備）

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・設備設置概要書（様式第1号別紙1）
- ・補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- ・補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- ・補助対象設備のカタログ又はパンフレット等の写し
- ・委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- ・誓約書（申請者及び施工業者）
- ・発電する電力の消費量計画書
- ・申請者本人であることが確認できる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証その他の官公署が発行したものに限る。16ページを参照ください。）
- ・相手方登録申請書（補助金の支払先口座をご記入いただくものです。）

- ・その他市長が必要と認める書類  
(蓄電池)
- ・設備設置概要書(様式第1号別紙2)
- ・補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- ・補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- ・補助対象設備のカタログ又はパンフレット等の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

※蓄電池は、今回導入する太陽光発電設備の附帯設備である場合に限り補助対象です。

蓄電池単体での補助申請は(B)岐阜市家庭用蓄電池普及促進補助金制度をご活用ください。

### 郵送申請書類の宛先

〒500-8701 岐阜市司町40-1

岐阜市 環境部 脱炭素社会推進課

「補助金申請」担当 宛

### 郵送申請における注意事項

- 申請書類が到着後にすべての書類が不備なく揃っていることを確認できた日が受理日となります。また、令和6年6月2日以前に到着したものは受付及び返却は致しません。
- 一つの封筒で複数名を郵送にて提出する場合は、書類が申請者単位で明確に分かるように送付してください。

### 申請全般についての注意事項

- 施工業者選定にあたっては、2社以上から見積もりを取るなど、原則として複数者の比較を行ってください。
- 市からの交付決定を受けた後でなければ、補助事業に係る契約を締結してはいけません。
- 見積書は、15ページに記載の「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください。
- 買替の場合は、以前の設備に関する仕様がわかるものを提出してください。(買替前と比較してCO<sub>2</sub>削減効果があることが補助の条件です)また、設備の一部のみの買替(例:太陽光発電設備のパワコンのみの買替)は補助対象外です。※
- 増設の場合は、既存の設備と増設した設備で発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。提出する「発電する電力の消費量計画書」において確認できるようにしてください。※

※ただし、本補助金(令和4年度以降の事業を含む)を活用して設置した設備のある住宅への買替および増設は補助対象外です。

- 提出された書類の内容により現地調査を行うことがありますのでご了承ください。
- 実績報告時には、施工前・施工中・施工後のカラー写真の添付が必要になりますので、特に、施工前写真の撮り忘れにご注意ください。

## (2) 交付決定通知の発送(岐阜市)

- 申請書類に不備等がないことを確認後、審査し、1カ月程度で申請者住所へ「交付決定通知書」を送付します。
- 交付決定日以後に補助事業に係る契約を締結してください。
- 「交付決定通知書」の送付後に、補助の要件を満たさなくなった場合は、速やかに「事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書」(様式第4号)を提出してください。

## (3) 申請内容の変更・中止・廃止をする場合(申請者)

### 申請が必要な場合

以下の場合、状況が分かり次第、速やかに、「事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)」を窓口へ持参または郵送にて提出してください。補助申請額変更の場合は、「事業計画(変更・中止・廃止)決定通知」を受けるまでは、工事を着手してはいけません。

- (例1) 補助の要件を満たさなくなった場合。
- (例2) 補助対象設備の工事が取りやめになった場合。
- (例3) 補助申請額に変更がある場合。

### 届出が必要な場合

以下の場合、状況が分かり次第、速やかに、「事業計画変更届出書(様式第6号)」を窓口へ持参または郵送にて提出してください。

- ・補助申請額の変更以外の軽微な変更がある場合。
  - (例1) 補助申請額に変更はないが、補助対象経費が変更になる場合。
  - (例2) 補助申請額に変更はないが、補助対象設備メーカーが変更になる場合。
  - (例3) 申請時に提出した工事予定期間を変更する場合。
  - (例4) 申請時の住所から引っ越しして住所が変わった場合。

## (4) 実績報告(申請者)

### 提出方法

補助金実績報告書(様式第7号)に、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱の別表第2に掲げる書類を添付して、岐阜市脱炭素社会推進課(市役所14階)の窓口へ持参または郵送にて提出してください。

## 実績報告書の提出期限

事業完了日(※)から起算して2か月を経過した日(土日祝日の場合には、その前の開庁日)又は令和7年1月31日(金曜日)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

※事業完了日とは、補助対象設備の支払完了日、保証が開始された日又は電力会社との系統連系日のいずれか遅い日。

### 【報告期間が異なる場合がありますので、下記の例を参考にしてください】

事業完了日		提出期限
<b>(例1) 基本的なケース</b>		
令和6年7月26日(金)	⇒	令和6年9月26日(木)
(事業完了日から2か月を経過した日まで)		
<b>(例2) 提出期日が土・日・祝日にあたる場合</b>		
令和6年8月5日(月)	⇒	令和6年10月4日(金)
(10月5日が土曜日のため、その前の開庁日まで)		
<b>(例3) 実績報告ができる期間が2か月未満の場合</b>		
令和7年1月15日(水)	⇒	令和7年1月31日(金)
(補助事業が完了した年度の1月の末日まで)		

郵送の場合は、提出期限内に脱炭素社会推進課へ到着するように発送してください。

## 実績報告時に提出する書類

※14ページのチェックリストを併せてご確認ください。

### (太陽光発電設備)

- ・補助金実績報告書(様式第7号)
- ・補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し
- ・補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し
- ・補助対象設備の保証書の写し
- ・電力会社との接続契約書、買電契約書等の写し
- ・電力会社との系統連系が確認できる書類の写し
- ・施工前・施工中・施工後のカラー写真(太陽電池モジュールが全て確認できるもの、パワーコンディショナー及び太陽電池モジュールを含む建物全体)
- ・その他市長が必要と認める書類

## 実績報告時に提出する書類

### (蓄電池)

- ・補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し
- ・補助対象設備の領収書及び領収内訳書の写し
- ・補助対象設備の保証書の写し
- ・施工前・施工中・施工後のカラー写真（補助対象設備本体、補助対象設備に貼付された銘板及び補助対象設備を含む建物全体）
- ・太陽光発電設備と直接連系していることが確認できる書類（電気系統図など）
- ・その他市長が必要と認める書類

## 注意事項

- カラー写真は、施工前・施工中・施工後のものがが必要です。申請時に予定した設置場所から変更になる場合、変更後の設置場所における施工前の写真が必要になります。
- 領収内訳書は、15ページに記載の「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成してください。

## (5) 交付額確定通知書の送付・補助金の支払い(岐阜市)

- 実績報告書類の審査を行い、補助条件を満たしていることを確認後、申請者住所へ「交付額確定通知書」を送付します。
- 「交付額確定通知書」の送付から1か月程度で、申請時に提出した「相手方登録申請書」に記載の金融機関口座に補助金を振り込みます。
- 振り込みの通知等はしませんので、通帳でのご確認をお願いします。

## 5. 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、以下の期間に処分する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。「処分」とは、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与、廃棄又は担保に供することを指します。

補助対象設備	耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年

上記の期間中にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前に相談の上、「財産処分等承認申請書（様式第9号）」を提出し、市長の承認を受けること。

## 6. チェックリスト・確認事項

### (A) 交付申請時提出書類チェックリスト

項 目	チェック欄	チェック内容	
交付申請書 (様式第1号)	申請年月日	<input type="checkbox"/> 申請書の日付は、提出日または投函日が記入されている。	
	申請者	<input type="checkbox"/> 申請者氏名および住所は、本人確認書類（免許証等）に記載のものと同じである。	
	申請する補助事業	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請額は、別紙1および別紙2に記載の補助金交付申請額と一致している。	
※申請年月日、申請者氏名および交付申請金額の訂正は不可です。誤りがある場合は、書き直してください。			
設備設置概要書 (別紙1)および(別紙2)	別紙1（太陽光）	<input type="checkbox"/> メーカー名および型式はカタログに掲載のものと同じであり、太陽電池モジュールおよびパワーコンディショナーそれぞれについてわかるように記入している。	
		<input type="checkbox"/> 最大出力値は、太陽光モジュールとパワーコンディショナーの最大出力の低い方を記載している。	
		<input type="checkbox"/> 最大出力値は、小数点以下を切捨てしている。(例)4.72kW→4kWで算出	
		<input type="checkbox"/> 交付申請額について、最大出力の上限である5kW以下で算出している。	
	別紙2（蓄電池）	<input type="checkbox"/> 型式は、蓄電池カタログに掲載のパッケージ型式である。	
		<input type="checkbox"/> 蓄電池の1kWhあたりの価格は155,000円以下である。	
		<input type="checkbox"/> 交付申請額について、蓄電容量（定格）5kWhを超えるものについては、5kWh相当分の金額で算出している。	
		<input type="checkbox"/> 枠内下部「蓄電池の仕様」についての確認欄にチェックがある。	
	※蓄電池は定格容量での算出になります。補助申請額に影響しますのでご注意ください。		
	別紙1、別紙2共通	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の金額は税抜きで記入している。	
<input type="checkbox"/> 交付申請額は各補助上限以下の金額である。			
※裏面も印刷（両面印刷可）して提出してください。			
補助対象設備の見積書 (写し)	<input type="checkbox"/> 見積依頼者と申請者名が一致している。		
	<input type="checkbox"/> 工事先住所が申請書（様式第1号）に記載の設置予定住所と同じである。		
	<input type="checkbox"/> 合計金額（税抜、税込）、内訳（機器の価格、工事費等）が分かる。		
	<input type="checkbox"/> 見積日が明記されている。（申請時に見積有効期限内であること）		
	<input type="checkbox"/> 見積者の <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 代表者名 <input type="checkbox"/> 担当者名 <input type="checkbox"/> 法人印 がある。		
※別紙「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成してください。			
設置場所および付近の見取図	<input type="checkbox"/> 設備の設置位置がわかる図面である。		
	<input type="checkbox"/> 設備を設置する住宅の周辺も確認できる見取図である。		
カタログ・パンフレット等（写し）	(太陽光発電設備+蓄電池を申請の方は、各々の仕様がわかるもの)	<input type="checkbox"/> メーカー名（法人格もわかること）	<input type="checkbox"/> 型式
		<input type="checkbox"/> 最大出力（太陽光発電設備のみ）	<input type="checkbox"/> 外観（太陽光発電設備については、モジュール及びパワーコンディショナー）
		<input type="checkbox"/> 定格容量（蓄電池のみ）	
	※確認に必要なページのみ提出していただいても構いませんが、表紙と裏表紙は省かないでください。		
誓約書（申請者用および施工業者用）	申請者用	<input type="checkbox"/> すべての内容を確認し、署名している。	
	施工業者用	<input type="checkbox"/> すべての内容を確認し、記名および押印（社印）がある。	
発電電力の消費計画書	<input type="checkbox"/> すべての項目に記入している。		
	<input type="checkbox"/> 発電電力の自家消費率が30%を超えている。（5kwを超えるものは5kw相当分の自家消費率で算出している。）		
※自家消費率100%（売電しない）の場合は、実績報告時に売電しない旨の誓約書の提出が必要です。			
相手方登録申請書	<input type="checkbox"/> 個人登録の欄に記入している。		
	<input type="checkbox"/> 口座名義人は申請者本人である。		
本人確認書類（写し）	免許証など	<input type="checkbox"/> 免許証など期限のあるものは、申請日において期限が切れておらず、裏書きがある場合は、裏面もコピーしている。	
		<input type="checkbox"/> 記載されている住所が申請者住所と一致している。	
	※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、顔写真のある表面の写しのみ提出してください。裏面のマイナンバー情報は不要です。		
※顔写真付きのものは1点、顔写真がないものは2点必要です。			
その他、必要に応じて追加で書類をいただく場合があります。			

## 蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

### 1 蓄電池パッケージ

- システム全体を統合して管理するための番号

### 2 性能表示基準

- 初期実効容量

- 定格出力

- 出力可能時間の例示

- 保有期間

※ 補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

- 廃棄方法

※ 使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類

- アフターサービス

※ 国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

- 蓄電池部安全基準

リチウムイオン蓄電池部

…JIS C8715-2に準拠したものであることが分かる書類

リチウムイオン蓄電池部以外

…蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類

### 3 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- 蓄電システム部

「JIS C4412」に準拠したものであることが分かる書類

(注)平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、それが分かる書類も可

### 4 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類(蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ)

### 5 保証期間

- メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※(一社)環境共創イニシアチブ(SII)にて認証を受けている蓄電池は、安全基準が担保できるものになるため、交付対象設備となります。

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。

## (A) 実績報告時提出書類チェックリスト

項目	チェック欄	チェック内容
<b>実績報告書 (様式第7号)</b>	報告年月日	<input type="checkbox"/> 報告書の日付は、提出日または投函日が記入されている。
	交付決定	<input type="checkbox"/> 交付決定通知書に記載の指令年月日と指令番号が記入されている。
	交付決定金額	<input type="checkbox"/> 補助金交付決定額は、交付決定通知書に記載の交付決定額と一致している。
	事業の完了日	<input type="checkbox"/> 事業の完了日は、支払完了日、保証開始日または系統連系日のいずれか遅い方の日付である。
	支払完了日	<input type="checkbox"/> 支払完了日は、領収書に記載の日付と一致している。
	保証が開始された日	<input type="checkbox"/> 各補助対象設備の保証が開始された日は、各保証書に記載の保証開始日と一致している。
	電力系統に接続する日	<input type="checkbox"/> 電力系統に接続する日は、電力会社からのお知らせに記載の系統連系日と一致している。
<b>工事請負契約書（写し）</b>	<input type="checkbox"/>	受注者（報告者）の氏名が確認できる。
	<input type="checkbox"/>	契約日付は、交付決定日以降の日付である。
	<input type="checkbox"/>	契約書作成者の氏名、法人印が確認できる。
	<input type="checkbox"/>	補助対象設備の設置場所が記載されている。
	<input type="checkbox"/>	補助対象経費の金額が記載されている。 ※契約書で確認できない場合は、契約内容での見積書もしくは契約明細を添付してください。
	<input type="checkbox"/>	領収書の金額と一致している。
	<input type="checkbox"/>	収入印紙貼り付け済みで、消印がある。（電子発行の場合を除く）
<b>領収書および 領収内訳書（写し）</b>	領収書	<input type="checkbox"/> 領収金額が契約書の金額と一致している。
		<input type="checkbox"/> 領収書の作成者、報告者が支払いたことが確認できる。
		<input type="checkbox"/> 収入印紙貼り付け済みで、消印がある。（電子発行の場合を除く）
	領収内訳書	<input type="checkbox"/> 領収内訳書の作成者が記載され、法人印が押印されている。 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳が明記されている。
		※別紙「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成してください。
<b>保証書（写し）</b>	<input type="checkbox"/>	製造メーカー発行の保証書である。
	<input type="checkbox"/>	報告者の氏名、住所が記載されている。
	<input type="checkbox"/>	保証開始日が確認できる。
<b>電力会社との接続契約が 確認できる書類（写し）</b>	接続契約書または買電契約書など	<input type="checkbox"/> 報告者の住所、氏名が確認できる。
		<input type="checkbox"/> 電力の契約プラン（売電している場合は、売電価格）がわかること。 ※自家消費率100%（売電しない）の場合は、売電しない旨の確認書の提出が必要です。確認書は、市のホームページからダウンロードできます。
<b>電力会社との系統連系が 確認できる書類（写し）</b>	「系統連系の開始のお知らせ」など	<input type="checkbox"/> 報告者の住所、氏名が確認できる。
		<input type="checkbox"/> 報告時現在、系統連系していることがわかる。 「接続契約」と「系統連系」の両方が1枚の書類で確認できる場合があります。その場合は、1枚の書類提出で構いません。
<b>カラー写真</b>	太陽電池モジュール	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールすべてが確認できる
		<input type="checkbox"/> ※できる限り住宅の屋根、周囲の風景が見えるように撮影をお願いします。
	住宅全体+太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 住宅の正面（玄関位置）から撮影し、住宅全体がわかる。
		<input type="checkbox"/> 住宅に太陽光発電設備(太陽電池モジュール+パワーコンディショナー)を設置していることがわかる。 ※施工前・施工中・施工後がわかる写真が必要です。
(以下、蓄電池に関する添付書類)		
<b>保証書（写し）</b>	<input type="checkbox"/>	製造メーカー発行の保証書である。
	<input type="checkbox"/>	報告者の氏名、住所が記載されている。
	<input type="checkbox"/>	保証開始日が確認できる。
<b>カラー写真</b>	設備本体	<input type="checkbox"/> カタログに掲載の形状と同一である。
	設備本体に貼付されている銘板	<input type="checkbox"/> 設備本体の型式、製造番号が確認できる。 蓄電池本体およびパワーコンディショナーの銘板の写真が必要です。 ※施工前・施工中・施工後がわかる写真が必要です。
<b>太陽光発電設備と直接 連系していることがわ かる書類（写し）</b>	電気系統図など	<input type="checkbox"/> 報告者の住宅の電気系統図であることがわかること。
		<input type="checkbox"/> 書類の作成者がわかること。
		<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることがわかること。
その他、必要に応じて追加で書類をいただく場合があります。		

## 太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

- 太陽光発電設備、蓄電池それぞれの内訳書を下記の細分にあわせて作成してください。
- 消費税の額が分かるように明示してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。 ※「太陽光発電設備」「蓄電池」そのものの額を含むものとなりますが、備考欄等に「太陽光発電設備本体の額〇〇円(うち消費税●●円)」という形で額が分かるよう表示してください。工事費と別の区分で計上していただいても構いません。 例：太陽光設備■■■円 工事費◆◆円
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	

※太陽光発電設備、蓄電池の共通経費につきましては、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分していただきますようお願いいたします。

※細分ごとの額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の項目を合算しても構いません(但し、内訳について聞取り調査等を行うことがあります)。

---

---

### 申請者が本人であることが確認できる書類について

岐阜市では、本人になりすまして不正な目的で補助金の申請を行うことを防止するため、申請時の「本人確認」を実施しておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

---

#### 1 点で本人確認ができるもの (顔写真付き)

**マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、住基カード等**

- ・マイナンバーカードについては表面のみ（裏面のマイナンバー情報は不要）
- ・運転免許証について、住所の異動履歴がある場合は表面と裏面

#### 2 点以上で本人確認ができるもの

**健康保険証、介護保険証、年金手帳、納税通知書等**

---

---

### 窓口申請する皆様へのお願い

交付申請書類および実績報告書類の受付について、窓口へ持参する場合は、窓口が込み合うことがあるため、時間にゆとりを持ってお越しいただきますようご協力をお願いいたします。

---

岐阜市役所 14 階 環境部 脱炭素社会推進課

TEL 058-214-2149

※ 申請受付窓口は月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで